

令和2年度 東京都による事業費納付金等算定結果

1 被保険者数

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)医療分・ 後期高齢者支援金分 一般被保険者数	都	2,845,364人	2,943,940人	△ 98,576人	△3.35%
	特別区	1,961,580人	2,031,461人	△ 69,881人	△3.44%
	新宿区	92,176人	95,739人	△ 3,563人	△3.72%
(2)介護納付金分 介護2号被保険者数	都	986,966人	1,002,606人	△ 15,640人	△1.56%
	特別区	693,480人	705,924人	△ 12,444人	△1.76%
	新宿区	29,286人	29,302人	△ 16人	△0.05%

2 医療費指数

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
医療費指数 (全国=1)	都	0.9639	0.9650	△ 0.0011	—
	特別区	0.9750	0.9778	△ 0.0028	—
	新宿区	0.9565	0.9564	0.0001	—

3 一人当たり所得額

(単位:円)

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
一人当たり所得額(円)	都	776,517	768,203	8,314	1.08%
	特別区	797,455	787,252	10,203	1.30%
	新宿区	729,384	714,231	15,153	2.12%

4 事業費納付金額

(単位:百万円)

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)医療分	都	295,698	306,806	△ 11,108	△3.62%
	特別区	209,356	218,207	△ 8,851	△4.06%
	新宿区	9,282	9,658	△ 376	△3.89%
(2)後期高齢者支援金分	都	95,365	95,704	△ 339	△0.35%
	特別区	66,524	66,812	△ 288	△0.43%
	新宿区	3,008	3,214	△ 206	△6.41%
(3)介護納付金分	都	39,184	36,317	2,867	7.89%
	特別区	27,248	26,184	1,064	4.06%
	新宿区	1,117	1,045	72	6.89%
(4)合 計	都	430,247	438,827	△ 8,580	△1.96%
	特別区	303,128	311,203	△ 8,075	△2.59%
	新宿区	13,407	13,917	△ 510	△3.66%

各区分は百万円単位で切り上げているため、各区分の合計が(4)合計と合わない場合がある。

5 一人当たり事業費納付金額

(単位:円)

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)医療分	都	103,923	104,216	△ 293	△0.28%
	特別区	106,728	107,414	△ 686	△0.64%
	新宿区	100,700	100,877	△ 177	△0.18%
(2)後期高齢者支援金分	都	33,516	32,509	1,007	3.10%
	特別区	33,913	32,888	1,025	3.12%
	新宿区	32,632	33,563	△ 931	△2.77%
(3)介護納付金分	都	38,688	36,222	2,466	6.81%
	特別区	39,292	37,091	2,201	5.93%
	新宿区	38,150	35,658	2,492	6.99%
(4)合 計	都	176,127	172,947	3,180	1.84%
	特別区	179,934	177,393	2,541	1.43%
	新宿区	171,482	170,098	1,384	0.81%

6 東京都標準保険料率※

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)基礎分	所得割(%)	7.43	7.61	△ 0.18	△2.37%
	均等割(円)	43,336	44,011	△ 675	△1.53%
(2)後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.50	2.43	0.07	2.88%
	均等割(円)	14,309	13,909	400	2.88%
(3)介護納付金分	所得割(%)	2.26	2.08	0.18	8.65%
	均等割(円)	16,636	15,474	1,162	7.51%

※ 全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うもの

7 新宿区標準保険料率

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	増 減 額 C(A-B)	増 減 率 C/B
(1)基礎分	所得割(%)	8.45	8.61	△ 0.16	△1.86%
	均等割(円)	49,313	49,755	△ 442	△0.89%
(2)後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.80	2.92	△ 0.12	△4.11%
	均等割(円)	16,037	16,708	△ 671	△4.02%
(3)介護納付金分	所得割(%)	2.45	2.28	0.17	7.46%
	均等割(円)	18,036	16,966	1,070	6.31%

●標準保険料率

将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県が、区市町村ごとの標準保険料率を提示することにより、標準的な被保険者負担の見える化を図るものである。

区市町村は、標準保険料率を把握することにより他区市町村との比較を含め、区市町村のあるべき保険料率とその理由を把握することが可能になる。